

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集」に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和7年7月3日(木)～同年8月1日(金)

■意見提出件数：6件（法人等4者、個人2者）

【法人等】

・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 ・ソフトバンク株式会社 ・一般社団法人全国船舶無線協会 ・KDDI 株式会社

※意見提出件数は、意見提出者数としています。

1. 法人等からの御意見

（順不同、敬称略）

No.	意見提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正有無
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	特定高周波数無線局開設制度 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・賛同 近年、通信トラフィック量は年々増大しており、将来的には現行の周波数帯域だけでは需要を賄いきれない状況が想定されます。新たな周波数割り当てのオークション実施は、この問題を解消する有効な手段の一つと考え、賛同いたします。 ・課題・懸念点 ただし、特にケーブルテレビ事業者等の地域事業者がオークションに参加するにあたり、次の点について配慮が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ミリ波帯の需要見通しが現時点では不透明であること。 (2) 需要が見えにくい状況下でオークション参加の初期投資負担が大きく、資金力のある事業者による「仮押さえ」が発生する懸念。 (3) 全国規模キャリア等が入札を独占し、地域事業者の参入機会が乏しくなる懸念。 	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>価額競争の実施方法については、現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置し、検討を行っております。今後、いただいたご意見等も踏まえながら、必要な検討を進めてまいります。</p>	無

			<p>(4) 落札後、対応機器を速やかに調達・導入できない懸念。とりわけ地域事業者は大量発注が困難で、機器ベンダーに新周波数対応機器の開発を促すことが難しい状況。</p> <p>・制度設計への提案 5GにおけるIPユニキャスト放送やIPマルチキャスト放送など新たなユースケースを見据え、これら利用形態に即した入札・割当方法（例：ユースケース別枠の設定、地域枠の設置、落札後の機器調達支援策併設など）を導入することをご検討いただくと、制度の実効性と公正性がさらに高まるものと考えます。</p>		
2	ソフトバンク株式会社	<p>特定高周波数無線局開設制度 関係 （無線局免許手続規則第25条の8の3第2項第6号）</p>	<p>無線局免許手続規則 第二十五条の八の三（価額競争の参加の申請）第2項第6号に規定する「次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件」については、今後、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 価額競争の実施方法に関する検討作業班において検討されると理解しています。</p> <p>そのうえで、価額競争の実施対象と想定されるミリ波帯は、既存のその他周波数帯とは異なり、エリアカバーを目的とするものでなく、事業者による柔軟な使い方を一層推進させていくことが重要であることから、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えます。</p>	<p>価額競争の実施方法については、現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置し、検討を行っております。今後、いただいたご意見等も踏まえながら、必要な検討を進めてまいります。</p>	無
3	一般社団法人全国船舶無線協会	<p>義務船舶局 関係 （電波法施行規則第28条第1項）</p>	<p>義務船舶局等を法から引用している言葉なので、義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）とするべきではないでしょうか？</p>	<p>電波法施行規則第 28 条第 1 項にて「義務船舶局等（法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。）」とする修正を行います。</p>	有
		<p>義務船舶局 関係 （電波法施行規則改正前第28条第9項）</p>	<p>義務船舶局等とあるが義務船舶局の間違いではないでしょうか？</p>	<p>改正前第 28 条第 9 項の「義務船舶局等」は誤記になりますので、「義務船舶局」に修正を行います。</p>	有
		<p>義務船舶局 関係 （電波法施行</p>	<p>船舶に設置する義務設備については国土交通省が所管する船舶設備規程等に規定されているため、電波法で規定すべきでなく、且つ重複して規定される以下の告示等もあわせて</p>	<p>改正前第 28 条第 10 項についての御意見を受け入れさせていただき、改めて再度意見公募を実施させていただき</p>	無

		規則改正前第28条第10項)	削除すべきではないでしょうか？ 例) 平成18年総務省告示第600号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)	たいと考えます。	
		義務船舶局関係 (電波法施行規則等一部を改正する省令附則第2項経過措置)	船舶地球局設置に係る経過措置(従前の例によることのできるもの)として、船舶特有の実情を鑑みて、以下のケースを含めた形で規定いただく必要があるのではないのでしょうか？ 1) 改正前の規定により求められる装備を引き続き備え付ける場合 2) この省令の施行日前に建造契約が結ばれた場合 (または建造契約がない船舶にあたっては、施行日前に建造に着手された場合)	附則の経過措置について、改正前の規程により引き続き備え付ける場合はそのままでも問題ない旨の附則を追記いたします。 また、建造契約については、国土交通省令における同様の改正をした際の経過措置に基づき、建造契約が結ばれているものは、経過措置の対象外とします。	有
4	KDDI株式会社	特定高周波数無線局開設制度 関係 (無線局免許手続規則別表第8号の7)	無線局免許手続規則 別表第八号の七 価額競争の参加申請書の様式4 その他事項 (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由 ア 開設しようとする特定高周波数無線局の目的 イ 提供しようとする電気通信役務の種類(注5) 注5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあっては、記載を要しない。 電波は限られた資源であるという性質を考慮し、電気通信業務用でない用途で利用する場合におきましても、特定高周波数無線局を開設してどのような用途で利用するかを記載するよう、省令や実施指針のなかで規定すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、開設しようとする特定高周波数無線局の目的に加え、特定高周波数無線局の開設を必要とする理由において、具体的な利用用途等を記載することとし、無線局免許手続規則別表第八号の七の「4 その他事項」の(2)について、下記のとおり修正します。 (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由等 ア 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由 イ 開設しようとする特定高周波数無線局の目的 ウ 提供しようとする電気通信役務の種類(注5) 注5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあっては、記載を要しない。	有

2. 1 以外の御意見（個人からの御意見）

No.	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正有無
1	義務船舶局 関係 (電波法施行規則第28条第1項第3号)	<p>1. 電波法施行規則第28条第1項第3号と現行の同条第7項、第8項及び第28条の2第1項が合わないため、短波帯の無線設備の機器が必要なのか不要になるか分かりません。</p> <p>現行 イ A3海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びインマルサット又はイリジウム ロ A4海域までの船舶 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器及びインマルサット 又は 中短波帯の無線設備の機器及びイリジウム</p> <p>改正案 イ A3海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びインマルサット又はイリジウム ロ A4海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びイリジウム</p> <p>また、第28条の5第1項第3号の改正案に矛盾があります。</p> <p>「無線設備、」を「無線設備（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の船舶地球局のものを除く。）」に改める件が正しければ、第28条第1項第3号と一致する一方、第28条の5第1項第3号の「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」が不要になると思います。</p> <p>また、「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」が正しければ、第28条第1項第3号と矛盾します。</p>	<p>現行の電波法施行規則第28条第7項及び第8項にあるとおり、短波帯の無線設備の機器が必要になるため、電波法施行規則第28条第1項第3号(4)(七)に規定いたします。電波法施行規則第28条第8項の規定については、電波法施行規則第28条第1項第3号(1)の(二)及び同号(4)の(四)に規定するように修正を行います。</p> <p>前段のご指摘を踏まえ修正したことで電波法施行規則第28条の5第1項第3号に生じていた電波法施行規則第28条第1項第3号に記載されていない無線設備が記載されている問題は解消されております。</p>	有
		<p>2. いずれが正しいとしても、第28条第1項第3号の(4)の(七)中「無線設備」を「無線設備の機器」に改めた方がよい。</p>	<p>電波法施行規則第28条第1項第3号(4)の(七)の「無線設備」を「無線設備の機器」とする修正を行います。</p>	有
		<p>3. 電波法施行規則第32条の10について、電波法第39条第1項自体は改正が無いものの、「義務船舶局等」の用語の定義が第34条から第13条第2項に移動するため、現行船舶地球局については、第2号で規定されているが、そのうち、第28条第1項第3号に関する部分は第1号に移項するべきではない</p>	<p>電波法施行規則第32条の10第1項第1号は、電波法施行規則第28条第1項の無線設備について規定するとはしていない</p>	無

		<p>か。また、第28条の2第1項を準用していた部分を第32条の10で規定する必要あるのではないか。具体的には、</p> <p>第1号中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改め、「通信が可能なもの」を「通信が可能なもの並びに第28条第1項第3号の(4)の(七)に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備及び第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備」に改め、第2号を次のように改める。</p> <p>2 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設された船舶地球局のうち、第28条の5第3項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を第28条の5第1項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局の無線設備又は第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数を使用するものの無線設備</p> <p>また、第1号の「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」も正しいか分からない。</p>	<p>ため、電波法施行規則第32条の10第1項第2号の船舶地球局の無線設備が今回の改正によって電波法施行規則第28条第1項の無線設備になりますが、特段移行する必要はございません。予備設備の操作に関する規定につきましても規定されていないため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>また、中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備は1の御意見を踏まえて修正を行いましたので、正しいものとなります。</p>	
2	義務船舶局 関係 (電波法施行規則第28条第1項第3号)	<p>SOLAS条約の改正を踏まえた電波法改正による省令改正ですが、船舶地球局に従来のインマルサットに加えてイリジウムを追加すると聞いていますが、省令のどこに追加されたのでしょうかご教示ください。</p> <p>また、イリジウム端末は、現状は「携帯移動地球局」としてしか技術基準がなく免許にならないと思いますが、船舶地球局としての技術基準、免許はどうなるのでしょうか。</p>	<p>船舶地球局のイリジウムにつきまして、電波法施行規則第12条第5項第2号に従前より規定されており、イリジウム人工衛星と通信を行う船舶地球局の無線設備の条件につきましては、無線設備規則第40条の4第4項に規定されております。</p> <p>また、免許については、今後船舶地球局として使用できるイリジウム設備が出てきた際に、検討してまいりたいと思います。</p>	無
				無